

繁忙期のご協力のお願い(4月1日～5月31日)

例年4月から5月は資格取得・喪失、離職票などの届出が集中し、窓口が大変混雑します。スムーズな事務処理のため、以下の点にご協力をお願いいたします。

- ・繁忙期は「資格喪失届」「離職証明書」の処理を優先的に行います
- ・4月採用者の取得届については4月21日～5月10日までの間に提出していただくよう、ご協力をお願いします(※新規設置届と同時提出の場合を除く)



(重要) 窓口受付時間など

- ① 繁忙期の窓口受付時間が変わります。
8:30～16:00→8:30～15:00
- ② 15:00以降の受付分は、当日処理はできません、後日受取となります。
- ③ 件数が多い場合、書類をお預かりし、後日、受取りをお願いすることがあります。
- ④ 12:00～14:00は職員が交代で休憩をとるため、通常より待ち時間が長くなる場合があります。



電子申請が便利です

沖縄労働局管内事業所において電子申請による届出・申請率は全体の約75%になっており、**待ち時間なし移動費などもかからず24時間届出可能**で事業所担当の大幅な業務改善につながります。(令和7年途中集計)Gビズまたはe-Govのご利用をお勧めしております。

【経済産業省GビズIDヘルプデスク】

【Gビズ利用に関する操作・申請に関するお問い合わせ】

0570-023-797 (受付時間: 午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始除く)

【e-Gov利用者サポートデスク(e-Gov利用に関する操作等お問い合わせ)】

050-3876-2225 (受付時間は次のとおり)

4月・6月・7月: 平日 午前9時～午後7時 土日祝祭日: 午前9時～午後5時

5月・8月～3月: 平日 午前9時～午後5時 土日・祝祭日・年末年始受付休止



繁忙期の届出時の留意点

●記載漏れにご注意ください

(特にマイナンバーや被保険者番号等)

被保険者番号が不明な場合は、備考欄か余白に過去に在籍していた複数の職歴・在籍期間・旧姓等を記入してください。その情報を基に番号を検索いたします。

●離職票の賃金欄について

離職月の賃金については、可能な限りすべて記入してください。離職後10日以内に賃金確定が見込めない場合、賃金支払基礎日数を記入の上、備考欄に「未計算」と記入し提出してください。

●離職証明書交付時の添付資料

離職理由を確認できる資料(解雇通知書・雇用契約書・就業規則・退職届等)を**離職証明書に添付**してください。離職理由に関するトラブルを防止する観点から、事業所(事業主)が離職理由の確認を行ったうえで提出ください。

●郵送申請について

繁忙期は窓口対応を最優先とするため、郵送による届出・申請の処理が遅くなります。また、郵送物の処理状況・発送状況等についてのお問合せに対して回答することができません。あらかじめ御了承ください(電子申請による届出を推奨しています)

雇用保険適用課関連の情報がまとめられたサイト集です。

URL や 2 次元コードから情報入手いただくことでスムーズな手続きが可能となります。

雇用保険事務手続き全般

「雇用保険事業に関する事務手続きの手引きー厚生労働省※」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131698.html>



「Q&A 事業主の皆様へ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140565.html>



◆「沖縄労働局公式 YouTube」👉イチオシです！各種届出を動画説明

<https://www.youtube.com/channel/UCWkI3V0cgH0eRmgcN8oJfrg>



育児休業等給付関係については

「Q&A 育児休業等給付」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>



「育児休業等給付コールセンター」 0570-200-406

(受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 土・日・祝日・年末年始除く)

高年齢雇用継続給付関係については

「Q&A 高年齢雇用継続給付」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158464.html>



介護休業給付関係については

「Q&A 介護休業給付」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158665.html>

